

揮発性有機化合物排出抑制設備に関する
税制優遇措置・特別融資制度について
お知らせ

平成 22 年 4 月
環境省水・大気環境局大気環境課

1. 平成 17 年 6 月 1 日以降、規制の対象となる揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出抑制設備を取得した場合には、下記の税制優遇措置が受けられることになりました。

(1) 税制優遇措置の内容

事業所税 資産割の課税標準・・・ 1 / 4

(2) 税制優遇措置の対象

平成 17 年 6 月 1 日以降に取得した、大気汚染防止法第 2 条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設からの揮発性有機化合物の排出を抑制するための以下の設備及びその附属設備を対象とします。

直接燃焼装置、触媒燃焼装置、蓄熱燃焼装置、吸着処理装置、冷却凝縮装置、吸収分離装置、密閉装置

ただし、上記の装置の仕様等に制限があるもの又は上記の装置以外も対象とするものがあります。税制優遇措置の詳細については、市の税務担当部局に照会してください。

2.平成17年6月1日より、下記の政策金融機関が行う特別融資の対象に、揮発性有機化合物排出抑制設備が追加されました。

(1)特別融資の内容

日本政策金融公庫 特別利率

(2)特別融資の対象

揮発性有機化合物を排出する者が排出抑制のために取得する以下の設備(規制の対象となる揮発性有機化合物排出施設に設置される設備以外のものも含まれます。)

吸着装置、分解装置、分離装置、密閉施設、被覆施設(浮き屋根)
蒸気返還装置(ペーパーリターン装置)

(注)日本政策投資銀行においても、既存メニューにおいて、揮発性有機化合物排出抑制設備への特別融資が可能(政策金利(中小企業等は政策金利) 法規制値の90%以下の処理に限定)